

身体障害者(児)の手帳交付申請について

■申請に必要なもの

1 交付申請書または再交付申請書(障害の追加、程度が変更となる場合)

2 診断書・意見書

- ・ 申請日から 3 か月以内に作成されたもの。
- ・ 山口県知事の指定を受けた医師が記載したもの。
- ・ 障害の種類によって、診断書・意見書の様式が違います。
※ 交付申請書や診断書の様式は、山口県障害者支援課の Web ページからダウンロードできます。

3 本人の上半身写真 2 枚

(たて 4cm、よこ 3cm で 1 年以内に撮影した無帽のもの)

- ・ 入院中の場合など本人の移動が困難な場合は、ベッド上で撮られたものでも結構です。(2 枚が別々の写真でも結構です。)
- ・ デジタルカメラで撮影された写真の場合は、写真専用紙に印刷されたものをお持ちください。(コピー用紙など、薄い紙に印刷されたものは破損の恐れがありますのでご遠慮ください。)
- ・ ボラロイドカメラの写真はご遠慮ください。

4 本人のマイナンバーが確認できるもの

次の障害の場合は、申請にあたり一定の条件があります。

- ・ **脳梗塞、脳卒中などの後遺症による肢体不自由(手足の麻痺など)**
発症から 6 か月経過し、障害認定が可能と指定医師が判断した場合は、申請が可能です。
脳梗塞などによる障害であっても、肢体不自由以外の障害(発声・発語の障害など)は 6 か月経過する前でも申請ができます。
- ・ **小腸の機能障害で、小腸を大量に切除した場合以外**
6 か月の観察期間が経過した後、手帳の申請が可能です。
- ・ **遷延性意識障害がある場合**
常時の医学的管理が必要ではない(おおむね 1 か月に 1 回～4 回の往診で管理可能な程度)と医師が判断した場合は、手帳交付の対象となります。

■申請上の注意事項

- 1 身体障害者手帳は市役所窓口で申請後、県で審査を行って交付されます。
手帳の交付が決定するまでに、申請された日からおよそ 3～4か月程度かかります。
手帳の交付が決定した場合、手帳をお渡しする際に持参していただくものを
記載した通知文を市から送付します。
- 2 診断書・意見書に記載された障害等級は参考等級であり、
審査の結果によっては等級が変わる場合があります。
- 3 身体障害者手帳の障害等級が1～3級と認定された場合、所得の条件が
満たされていれば、重度心身障害者福祉医療費の助成制度を利用できる
可能性があります。
利用できる場合は、手帳を申請された月の初日にさかのぼって助成を
受けられますので、手帳を申請した月の初日から手帳を受け取るまでの期間
に受診した医療機関や調剤薬局の領収書は大切に保管しておいてください。

お問い合わせ

宇部市役所障害福祉課障害手帳・医療係

TEL (0836) 34-8314

FAX (0836) 22-6052

E-mail syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp